

令和6年第1回
曾於市農業委員會總會議事錄

令和6年1月22日
曾於市農業委員會

第1回曾於市農業委員会総会

1 開会年月日 令和6年1月22日（月） 午前9時

2 場 所 末吉中央公民館 大会議室

3 出席委員

1 番	〇〇〇〇〇	2 番	〇〇〇〇〇	3 番	〇〇〇〇〇
4 番	〇〇〇〇〇	5 番	〇〇〇〇〇	6 番	〇〇〇〇〇
7 番	〇〇〇〇〇	8 番	〇〇〇〇〇	9 番	〇〇〇〇〇
10番	〇〇〇〇〇	11番	〇〇〇〇〇	12番	〇〇〇〇〇
13番	〇〇〇〇〇	14番	〇〇〇〇〇	15番	〇〇〇〇〇
16番	〇〇〇〇〇	17番	〇〇〇〇〇	18番	〇〇〇〇〇
19番	〇〇〇〇〇	推進委員	〇〇〇〇〇	推進委員	〇〇〇〇〇
推進委員	〇〇〇〇〇				

4 欠席委員

5 議事録署名委員 14番 〇〇〇〇〇, 15番 〇〇〇〇〇

6 職務のため出席した者の職, 氏名

事 務 局	局長	〇〇〇〇〇	次長	〇〇〇〇〇
	農地係長	〇〇〇〇〇	農地係	〇〇〇〇〇
大隅産業振興課	農政商工農業 委員会係長	〇〇〇〇〇	農政商工農業 委員会係	〇〇〇〇〇
財部産業振興課	農政商工農業 委員会係長	〇〇〇〇〇	農政商工農業 委員会係	〇〇〇〇〇
農 政 課	農政係	〇〇〇〇〇		

7 閉会年月日 令和6年1月22日（月） 午前10時10分

令和6年第1回曾於市農業委員会総会日程

令和6年1月22日（月）

1 開 会

2 議事録署名委員の指名

3 付議事項

(1) 議案

議案第1号 農地所有適格法人要件届出書について

議案第2号 農地法第3条 所有権移転による許可申請について

議案第3号 農業振興地域の整備に関する法律第13条 農業振興整備計画の変更申請について

議案第4号 農地法第4条による許可申請について

議案第5号 農地法第5条による許可申請について

議案第6号 非農地証明願について

議案第7号 農地の用途変更届（200㎡未満）について

議案第8号 農用地等のあっせんについて

議案第9号 農用地利用集積計画について（利用権設定）

議案第10号 農用地利用集積計画について（所有権移転）

(2) 報告

報告第1号 合意解約等の報告

4 その他

令和6年第1回曾於市農業委員会総会

令和6年1月22日（月） 午前9時

○事務局（〇〇〇〇〇局長）

ご起立願います。一同礼。着席願います。

○議長（〇〇〇〇〇会長）

おはようございます。12月、1月の諸般の業務経過については、別紙配布のとおりです。それでは、定足数に達しておりますので、ただ今から令和6年第1回曾於市農業委員会総会を開会いたします。まず、議事録署名委員の指名を行います。14番〇〇〇〇〇委員、15番〇〇〇〇〇委員を指名いたします。

○議長（〇〇〇〇〇会長）

これより議事に入ります。議案第1号農地所有適格法人要件届出書についてを議題といたします。本件については、調査委員において現地調査を行っておりますので、報告を求めます。

○18番委員（〇〇〇〇〇）

大隅1号について、1月11日に私と〇〇〇〇〇推進委員、事務局の〇〇〇〇〇さんで現地調査を行いましたので報告いたします。申請人は、大隅町で養鶏業を営む法人です。設立年月日は令和3年9月16日、出資額が100万円です。法人形態要件は、株式会社で適当であると思われます。事業要件については、主たる事業が農業であり適当であると思われます。構成員要件については、構成員4人のうち4人がその法人の事業に常時従事し、年間従事日数が150日以上であり、過半を占めるため、適当であると思われます。業務執行役員要件については、業務執行役員の4人のうち4人が法人の農業常時従事者であり、過半を占めるため適当であると思われます。調査結果の総合意見は、農地所有適格法人の要件を全て満たしており、適格法人として問題ないとする意見の一致をみて許可意見です。なお、認定農業者については、市の令和4年6月審査会で認定済みです。以上で調査報告を終わります。

○議長（〇〇〇〇〇会長）

ただ今の報告に対して、質疑、意見はありませんか。

○5番委員（〇〇〇〇〇）

売上げが5年度で1億8千万円程あるようですが、養鶏、田、畑それぞれいくらあるのか分かったら教えてください。

○18番委員（〇〇〇〇〇）

中身はちょっと確認していないんですけど。事務局よりお願いします。

○事務局（〇〇〇〇〇係長）

ちょっと確認しておりませんでした。

○11番委員（〇〇〇〇〇）

チキンフーズの方の生産のやり方がですね、飼料から何から全部入っています。ですから、飼料の売上、肉の売上そういうのも全部当てはまっていますので、1億8千万円という数字になります。ですから、ブロイラーに関しては、99.99%という状態の生産額になると思います。あと0.01%が米とかそういうのでやっております。

○5番委員（〇〇〇〇〇）

田がいくらかわからないんですか。米の売上げとか。やかましく言うつもりはないんですけど、養鶏でいくら、田でいくら、畑でいくらというのを次回でも良いですから教えてください。

○議長（〇〇〇〇〇会長）

ほかにございませんか。

（「無し」の声有り）

○議長（〇〇〇〇〇会長）

議案第1号農地所有適格法人要件届出書については、認定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（〇〇〇〇〇会長）

御異議ありませんので、本案は認定することに決定いたしました。

○議長（〇〇〇〇〇会長）

次に、議案第2号農地法第3条所有権移転による許可申請についてを議題といたします。本件については、調査委員において現地調査を行っておりますので、順次報告を求めます。

○推進委員（○○○○○）

末吉1号について、1月11日に私と○○○○○委員、事務局の○○○○○さんで現地調査を行いましたので報告いたします。全部効率利用要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件については、特に問題はありません。渡人と受人は義理の親子です。農業機械はトラクターを所有し、出荷先は自家消費のためありません。資材等購入先は農協やコメリです。調査結果の総合意見は、取得する農地には自家消費用の季節野菜を作付けされる予定で、周辺の農地に影響もなく、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可相当と考えます。次に、末吉2号について、1月11日に私と○○○○○委員、事務局の○○○○○さんで現地調査を行いましたので報告いたします。全部効率利用要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件については、特に問題はありません。渡人と受人は叔父と甥です。農業機械はトラクターを所有し、出荷先は自家消費のためありません。資材等購入先、委託先はJAです。調査結果の総合意見は、取得する農地には自家消費用の水稻を作付けされる予定で、周辺の農地に影響もなく、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可相当と考えます。以上で調査報告を終わります。

○19番委員（○○○○○）

大隅3号について、1月10日に現地調査を行いましたので報告いたします。全部効率利用要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件については、特に問題はありません。調査結果の総合意見は、取得する農地には露地野菜を作付けされる予定で、周辺の農地に影響もなく、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可相当と考えます。次に、大隅4号について、1月10日に現地調査を行いましたので報告いたします。全部効率利用要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件については、特に問題はありません。調査結果の総合意見は、取得する農地には飼料を作付けされる予定で、周辺の農地に影響もなく、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可相当と考えます。以上で調査報告を終わります。

○13番委員（○○○○○）

大隅5号について、1月12日に現地調査を行いましたので報告いたします。全部効率利用要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件については、特に問題はありません。調査結果の総合意見は、取得する農地には飼料を作付けされる予定で、周辺の農地に影響もなく、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可相当と考えます。次に、大隅6号について、1月15日に現地調査を行いましたので報告いたします。全部効率利用要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件については、特に問題はありません。渡人と受人は親子です。調査結果の総合意見は、取得する農地には露地野菜、キュウリを作付けされる予定で、周辺の農地に影響もなく、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可相当と考えます。以上で調査報告を終わります。

○推進委員（○○○○○）

財部7号について、1月11日に私と○○○○○委員、事務局の○○○○○さんで現地調査を行いましたので報告いたします。全部効率利用要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件については、特に問題はありません。渡人と受人は親子です。受人はこれまで、建築業を営む傍ら父の農業の手伝いをしていましたが、今回、父からの贈与を受け、申請地に水稻、甘藷等を作付けするものです。農業機械は、トラクター、田植機等を保有しており、甘藷苗等は農協から購入、出荷先も農協との取引を行う予定です。調査結果の総合意見は、取得する田には水稻、畑には甘藷、露地野菜を作付けされる予定で、周辺の農地に影響もなく、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可相当と考えます。以上で調査報告を終わります。

○議長（○○○○○会長）

ただ今の報告に対して、質疑、意見はありませんか。

（「無し」の声有り）

○議長（○○○○○会長）

議案第2号農地法第3条所有権移転による許可申請については、許可することに御異議ありませんか。

（「異議無し」の声あり）

○議長（○○○○○会長）

御異議ありませんので、本案は許可することに決定いたしました。

○議長（○○○○○会長）

次に、議案第3号農業振興地域の整備に関する法律第13条農業振興地域整備計画の変更申請についてを議題といたします。本件については、調査委員において現地調査を行っておりますので、報告を求めます。

○推進委員（○○○○○）

財部1号について、1月11日に私と○○○○○委員、事務局の○○○○○さんで現地調を行いましたので報告いたします。申請地は、宇都自治会付近の農地です。周囲の状況は、東が水路を挟んで畑、西側から北側にかけて道路を挟んで山林、南が畑です。目的実現の確実性は、既に着手済みで始末書も添付されています。位置は農用地区域内農地に該当します。計画面積は、全体面積1,354㎡のうち所要面積199.3㎡に農業用倉庫1棟160㎡を建築する計画です。なお、建築工事に既に着手しておりますが、周囲の状況からみても適当と思います。排水等は、集水枳が設置され、雨水は既存側溝へ流入するため、水路放流で適当と思います。被害防除は特に問題ないと思われます。道路条件は良好です。公害関係は特に問題はありません。調査結果の総合意見は、申請地は、農用地区域内農地ですが、不許可の例外である農用地利用計画指定用途に該当します。申請人は、以前から農業用倉庫の建築を考え、検討を重ねていましたが、資材の高騰による建築費用の増加と融資先である日本政策金融公庫の審査日程等を考慮し、農振法等の認可等を得ないまま、令和5年12月に農業用倉庫1棟の工事に着手していたものです。転用面積が200㎡を超えず許可を要しないこと、転用部分の農地への復元は費用捻出の観点からも困難であると思われることから、用途変更やむを得ないとする意見の一致をみて許可意見です。以上で調査報告を終わります。

○議長（○○○○○会長）

ただ今の報告に対して、質疑・意見はありませんか。

○5番委員（○○○○○）

建設費用に融資が900万円とありますが、この倉庫を造るために、これだけ必要ということなんでしょうか。

○事務局（○○○○○係長）

倉庫の方が800万円ということで、融資額が900万円で審査を受けて決定されているようです。

○議長（○○○○○会長）

ほかにございせんか。

（「無し」の声有り）

○議長（○○○○○会長）

議案第3号農業振興地域の整備に関する法律第13条農業振興地域整備計画の変更申請については、許可相当とする意見書を市長へ提出することに御異議ありませんか。

（「異議無し」の声あり）

○議長（○○○○○会長）

御異議ありませんので、本案は、許可相当とする意見書を市長へ提出することに決定いたしました。

○議長（○○○○○会長）

次に、議案第4号農地法第4条による許可申請についてを議題といたします。本件については、調査委員において現地調査を行っておりますので、報告を求めます。

○17番委員（○○○○○）

財部1号について、1月11日に私と○○○○○推進委員、事務局の○○○○○さんで現地調査を行いましたので御報告いたします。申請地は、帯野自治会内の農地です。周囲の状況は、東が畑と山林、西が宅地と山林、南が道路を挟んで宅地、畑、山林、北が山林です。目的実現の確実性は、既に転用済みで始末書が添付されています。位置は農地の広がりがないことから第2種農地に該当します。計画面積については、全体面積796.24㎡に農業用倉庫3棟と駐車場を設置済みで、周辺同種施設の状況からみても適当と思われます。なお、申請地東側の自己所有の畑は分筆を予定しています。排水等については、雨水は南側の既存側溝へ流入するため自然流下で適当と思います。被害防除は、造成等はなく現状のままで利用され、建物の高さも1.8m程度と加減されています。隣接する東側の農地との間には緩衝地が設けられているため、被害を及ぼす恐れはあ

りません。また、誓約書も添付されており、特に問題はないと思われます。道路条件は良好です。公害関係は特に問題はありません。調査結果の総合意見は、申請地は、第2種農地のその他の農地に該当します。申請地には、申請人の亡父により昭和37年頃から農業用倉庫及び駐車場が設置されており、平成20年に申請人が事業継承した後もそのまま利用していたものです。ついては、平成20年の事業承継後からも16年が経過しており、農地への復元は著しく困難であると思われることから、転用やむを得ないとする意見の一致をみて許可意見です。以上で報告を終わります。

○議長（○○○○○会長）

ただ今の報告に対して、質疑、意見はありませんか。
（「無し」の声有り）

○議長（○○○○○会長）

議案第4号農地法第4条による許可申請については、許可相当の意見を付して、県知事へ進達することに御異議ありませんか。

（「異議無し」の声有り）

○議長（○○○○○会長）

御異議ありませんので、本案は許可相当の意見を付して、県知事へ進達することに決定いたしました。

○議長（○○○○○会長）

次に、議案第5号農地法第5条による許可申請についてを議題といたします。本件については、調査委員において現地調査を行っておりますので、順次報告を求めます。

○19番委員（○○○○○）

末吉1号について、1月11日に私と○○○○○推進委員、事務局の○○○○○さんで現地調査を行いましたので御報告いたします。申請地は、徳留自治会内の農地です。周囲の状況は、東が宅地、西が畑、南が畑、北が宅地です。目的実現の確実性は、車両置場は既に転用済みであり、倉庫については、通帳の写しが添付されており確実と思われます。位置は第1種農地に該当します。計画面積は、車両置場と倉庫を整備する面積として全体で990㎡であり、同種施設の規模状況からみて適当と思われます。排水等は、雨水のみで水路へ放流することから適当と思われます。被害防除は、緩衝地を設け、建物の高さも5mに抑え、誓約書も添付されており、特に問題はないと思われます。道路条件は良好です。公害関係は特に問題はありません。調査結果の総合意見は、申請地は、第1種農地に該当しますが、不許可の例外の集落接続施設に該当し、既に車両置場を整備しており、農地への復元は困難であり、また、今後倉庫を整備することから、転用やむを得ないとする意見の一致をみました。次に、末吉2号について、1月11日に私と○○○○○推進委員、事務局の○○○○○さんで現地調査を行いましたので御報告いたします。申請地は、新高尾自治会内の農地です。周囲の状況は、東が山林、西が用悪水路、南が用悪水路、北が原野です。目的実現の確実性は、残高証明書、九電系統連係承諾書が添付されており確実と思われます。位置は第2種農地に該当します。計画面積は、太陽光発電施設を整備する面積として全体で1,285㎡であり、同種施設の規模状況からみて適当と思います。排水等については、雨水は自然流下及び既存の側溝へ放流するもので適当と思われます。被害防除は、周囲に被害を及ぼさないよう土留め等を行い、また、誓約書も添付されており、特に問題はないと思われます。道路条件は良好です。公害関係は特に問題はありません。調査結果の総合意見は、申請地は、第2種農地のその他の農地に該当し、太陽光発電施設を整備することから、転用やむを得ないとする意見の一致をみました。以上で報告を終わります。

○18番委員（○○○○○）

大隅3号について、1月11日に私と○○○○○推進委員、事務局の○○○○○さんで現地調査を行いましたので御報告いたします。申請地は、伊屋松自治会内の農地です。周囲の状況は、東が通路、西が農業用倉庫、南が道路、北が通路です。目的実現の確実性は、隣接の農業用倉庫の通路として既に転用済みであり、費用は生じないことから確実と思われます。位置は第2種農地に該当します。計画面積は、通路を既に整備しており、面積として全体で75㎡であり、同種施設の規模状況からみて適当と思います。排水等については、雨水は南側の側溝へ放流するもので適当と思われます。被害防除は、ブロックが設置されており、誓約書も添付されているため、特に問題はないと思われます。道路条件は良好です。公害関係は特に問題はありません。調査結果の総合意見は、申請地は、第2種農地のその他の農地に該当します。申請人は、既に通路を整備して

おり、農地への復元は困難であることから、転用やむを得ないとする意見の一致をみました。以上で報告を終わります。

○17番委員（○○○○○）

財部4号について、1月11日に私と○○○○○推進委員、事務局の○○○○○さんで現地調査を行いましたので御報告いたします。申請地は、帯野自治会内の農地です。周囲の状況は、東が畑と宅地、西側から南側にかけて宅地、北側が道路を挟んで宅地と山林です。目的実現の確実性は、一般住宅を建築する具体的計画があり、また、住宅ローンの事前審査結果通知書の写しが添付されており資力が確認できることから確実と思われます。位置は農地の広がりがないことから、第2種農地に該当します。計画面積は、全体面積380㎡に一般住宅1棟を建築する計画で、周辺同種施設の状況からみても適当と思います。排水等は合併浄化槽を設置し、雨水ともに西側の既存側溝に放流することから適当と思われます。被害防除は、造成等の実施による土砂流出防止のため、周囲にはブロック塀を設置します。建物の高さも6m程度にとどめ、周囲の農地に被害を及ぼさないよう加減し、また、誓約書も添付されており特に問題はないと思われます。道路条件は良好です。公害関係は特に問題はありません。調査結果の総合意見は、申請地は、第2種農地のその他の農地に該当します。申請人は、市外の借家に住んでいますが、妻の実家が近い申請地に一般住宅を建築しようとするもので、転用やむを得ないとする意見の一致をみて許可意見です。以上で報告を終わります。

○議長（○○○○○会長）

ただ今の報告に対して、質疑、意見はありませんか。
（「無し」の声有り）

○議長（○○○○○会長）

議案第5号農地法第5条による許可申請については、許可相当の意見を付して、県知事へ進達することに御異議ありませんか。

（「異議無し」の声有り）

○議長（○○○○○会長）

御異議ありませんので、本案は、許可相当の意見を付して、県知事へ進達することに決定いたしました。

○議長（○○○○○会長）

次に、議案第6号非農地証明願についてを議題といたします。本件については、調査委員において現地調査を行っておりますので、順次報告を求めます。

○推進委員（○○○○○）

大隅1号について、1月11日に私と○○○○○委員、事務局の○○○○○さんで現地調査を行いましたので御報告いたします。申請地は折田自治会内の農地です。周囲の状況は、東が通路を挟んで畑、西が畑、南が宅地、畑、北が宅地です。記載事項と現地は合致しています。違反転用により改善指導は受けていません。申請地の東側、南側は農地ですが、排水等の流れ込みなどはなく、周辺の農地に影響はないと思われます。その他農地法上の問題点は、特に問題ありません。牛舎については、平成15年に建築され、建築後20年以上経過し、現在も利用されています。調査結果の総合意見は、申請地は第1種農地に該当しますが、不許可の例外の集落接続施設に該当します。牛舎、放牧地、資材置場、防風林として20年以上利用されており、農地に復元することは著しく困難と思われ、農地法第2条第1項の対象にならない土地であるとする意見の一致をみました。以上で報告を終わります。

○議長（○○○○○会長）

ただ今の報告に対して、質疑、意見はありませんか。
（「無し」の声有り）

○議長（○○○○○会長）

議案第6号非農地証明願については、申し出のとおり許可することに御異議ありませんか。
（「異議無し」の声有り）

○議長（○○○○○会長）

御異議ありませんので、本案は申し出のとおり許可することに決定いたしました。

○議長（○○○○○会長）

次に議案第7号農地の用途変更届についてを議題といたします。本件については、現地調査を

行っておりますので報告を求めます。

○推進委員（○○○○○）

財部1号について、1月11日に私と○○○○○委員、事務局の○○○○○さんで現地調査を行いましたので御報告いたします。本件は、議案第3号、財部1号と同時申請ですので、調査結果の総合意見のみ報告いたします。申請地は、農用地区域内農地に該当します。申請人は、以前から農業用倉庫の建築を考え、検討を重ねていましたが、資材の高騰による建築費用の増加と融資先である日本政策金融公庫の審査日程等を考慮し、農振法等の認可等を得ないまま、令和5年12月に農業用倉庫1棟の工事に着手していたものです。転用面積が200㎡を超えず許可を要しないこと、転用部分の農地への復元は費用捻出の観点からも困難であると思われることから、用途変更やむを得ないとする意見の一致をみて許可意見です。以上で報告を終わります。

○議長（○○○○○会長）

ただ今の報告に対して、質疑、意見はありませんか。
（「無し」の声有り）

○議長（○○○○○会長）

議案第7号農地の用途変更届については、申し出のとおり許可することに御異議ありませんか。
（「異議無し」の声有り）

○議長（○○○○○会長）

御異議ありませんので、本案は申し出のとおり許可することに決定いたしました。

○議長（○○○○○会長）

次に、議案第8号農用地等のあっせんについてを議題といたします。ここで、あっせん委員を指名いたします。末吉1は、私と○○○○○推進委員。末吉2は、9番○○○○○委員、○○○○○推進委員。末吉3は、8番○○○○○委員、○○○○○推進委員。末吉4は、18番○○○○○委員、○○○○○推進委員。末吉5及び6は、15番○○○○○委員、○○○○○推進委員。末吉7から9までは、10番○○○○○委員、○○○○○推進委員。大隅11は、19番○○○○○委員、○○○○○推進委員。大隅12は、11番○○○○○委員、○○○○○推進委員。大隅13は、2番○○○○○委員、○○○○○推進委員。財部14から18までは、5番○○○○○委員、○○○○○推進委員。財部19は、12番○○○○○委員、○○○○○推進委員。財部20は、17番○○○○○委員、○○○○○推進委員を指名します。

○議長（○○○○○会長）

続いて、あっせん委員の報告であります。受理番号順に順次報告をお願いします。

○9番委員（○○○○○）

末吉121は、継続をお願いします。

○18番委員（○○○○○）

末吉123は、継続をお願いします。

○8番委員（○○○○○）

末吉124も継続をお願いします。

○6番委員（○○○○○）

財部125も継続をお願いします。

○1番委員（○○○○○）

末吉126も継続をお願いします。

○4番委員（○○○○○）

末吉127, 128, 129, 継続をお願いします。

○18番委員（○○○○○）

末吉130, 131も継続をお願いします。

○8番委員（○○○○○）

末吉132, 継続をお願いします。

○10番委員（○○○○○）

末吉133は、打切りをお願いします。

○13番委員（○○○○○）

大隅135は、継続をお願いします。

○14番委員（○○○○○）

大隅136も継続でお願いします。

○2番委員（○○○○○）

大隅137, 138, 継続でお願いします。

○12番委員（○○○○○）

財部139, 140, 継続でお願いします。

○6番委員（○○○○○）

財部141, 継続でお願いします。

○5番委員（○○○○○）

財部143, 144, 145も継続でお願いします。

○17番委員（○○○○○）

財部146, 継続でお願いします。

○8番委員（○○○○○）

末吉147, 148, 継続でお願いします。

○10番委員（○○○○○）

末吉149, 継続でお願いします。

○15番委員（○○○○○）

末吉150, 151, 152, 継続でお願いします。

○11番委員（○○○○○）

大隅153も継続でお願いします。

○3番委員（○○○○○）

大隅154も継続でお願いします。

○5番委員（○○○○○）

財部155, 156, 157も継続でお願いします。財部158は成立です。財部159, 160, 161は, 継続でお願いします。

○6番委員（○○○○○）

財部162も継続でお願いします。

○議長（○○○○○会長）

大変ご苦勞様でした。継続については, 引き続きよろしく願いいたします。

○議長（○○○○○会長）

次に, 議案第9号農用地利用集積計画について, 利用権設定を議題といたします。本件については, 議事参与の制限に該当する新規10年以上の末吉8, 再設定3年以上6年未満の末吉29, 再設定6年以上10年未満の末吉10, 再設定10年以上の財部13, 農地中間管理事業に係る利用権設定の末吉4から末吉9までを除いて, 農用地利用集積計画の利用権設定は期間ごとに, 農地中間管理事業に係る利用権設定は一括して, 審査して差し支えありませんか。

（「異議無し」の声有り）

○議長（○○○○○会長）

新規3年以上6年未満について, 質疑・意見はありませんか。

（「無し」の声有り）

○議長（○○○○○会長）

新規6年以上10年未満について, 質疑, 意見はありませんか。

（「無し」の声有り）

○議長（○○○○○会長）

新規10年以上について, 質疑, 意見はありませんか。

（「無し」の声有り）

○議長（○○○○○会長）

再設定3年未満について, 質疑, 意見はありませんか。

（「無し」の声有り）

○議長（○○○○○会長）

再設定3年以上6年未満について, 質疑, 意見はありませんか。

（「無し」の声有り）

○議長（○○○○○会長）

再設定6年以上10年未満について、質疑、意見はありませんか。

（「無し」の声有り）

○議長（○○○○○会長）

再設定10年以上について、質疑、意見はありませんか。

（「無し」の声有り）

○議長（○○○○○会長）

農地中間管理事業に係る利用権設定について、質疑、意見はありませんか。

（「無し」の声有り）

○議長（○○○○○会長）

議案第9号農用地利用集積計画について、利用権設定は、議事参与の制限に該当する10件を除いて、申し出のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議無し」の声有り）

○議長（○○○○○会長）

御異議ありませんので、本案は、改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項の規定に反しないので、申出のとおり決定いたしました。

○議長（○○○○○会長）

ここで、○○○○○委員は、議事参与制限のため、退席願います。

（○○○○○委員 退席）

○議長（○○○○○会長）

続いて、新規10年以上の末吉8、再設定3年以上6年未満の末吉29及び再設定6年以上10年未満の末吉10を議題といたします。質疑、意見はありませんか。

（「無し」の声有り）

○議長（○○○○○会長）

新規10年以上の末吉8、再設定3年以上6年未満の末吉29及び再設定6年以上10年未満の末吉10は、申出のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議無し」の声有り）

○議長（○○○○○会長）

御異議ありませんので、本案は改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項の規定に反しないので、申出のとおり決定いたしました。○○○○○委員は、復席願います。

（○○○○○委員 復席）

○議長（○○○○○会長）

ここで、○○○○○委員は、議事参与制限のため、退席願います。

（○○○○○委員 退席）

○議長（○○○○○会長）

続いて、再設定10年以上の財部13を議題といたします。質疑、意見はありませんか。

（「無し」の声有り）

○議長（○○○○○会長）

再設定10年以上の財部13は、申出のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議無し」の声有り）

○議長（○○○○○会長）

御異議ありませんので、本案は改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項の規定に反しないので、申出のとおり決定いたしました。○○○○○委員は、復席願います。

（○○○○○委員 復席）

○議長（○○○○○会長）

ここで、○○○○○委員は、議事参与制限のため、退席願います。

（○○○○○委員 退席）

○議長（○○○○○会長）

続いて、農地中間管理事業に係る利用権設定の末吉4から末吉9までを議題といたします。質疑、意見はありませんか。

（「無し」の声有り）

○議長（○○○○○会長）

農地中間管理事業に係る利用権設定の末吉4から末吉9までは、申出のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議無し」の声有り)

○議長(〇〇〇〇〇会長)

御異議ありませんので、本案は改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項の規定に反しないので、申出のとおり決定いたしました。〇〇〇〇〇委員は、復席願います。

(〇〇〇〇〇委員 復席)

○議長(〇〇〇〇〇会長)

次に、議案第10号農用地利用集積計画について、所有権移転は、議事参与の制限に該当する末吉12を除いて、議題といたします。質疑、意見はありませんか。

(「無し」の声有り)

○議長(〇〇〇〇〇会長)

議案第10号農用地利用集積計画について、所有権移転は、末吉12を除いて、申し出のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議無し」の声有り)

○議長(〇〇〇〇〇会長)

御異議ありませんので、本案は改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項の規定に反しないので、申出のとおり決定いたしました。ここで、〇〇〇〇〇委員は、議事参与制限のため、退席願います。

(〇〇〇〇〇委員 退席)

○議長(〇〇〇〇〇会長)

続いて、末吉12を議題といたします。質疑、意見はありませんか。

(「無し」の声有り)

○議長(〇〇〇〇〇会長)

末吉12は、申出のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議無し」の声有り)

○議長(〇〇〇〇〇会長)

御異議ありませんので、本案は改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項の規定に反しないので、申出のとおり決定いたしました。〇〇〇〇〇委員は、復席願います。

(〇〇〇〇〇委員 復席)

○議長(〇〇〇〇〇会長)

次に、報告第1号合意解約等の報告については、総会資料の38ページから44ページまでを御覧ください。その他で何かありませんか。

(「無し」の声有り)

○16番委員(〇〇〇〇〇)

経営所得安定対策事業の5年水張ルールに対する国県への要望について

○議長(〇〇〇〇〇会長)

次に事務局から事務連絡をいたします。

○事務局(〇〇〇〇〇局長)

1月及び2月の行事予定について

○事務局(〇〇〇〇〇次長)

活動記録簿のタブレット活用、農業経営意向調査について

○事務局(〇〇〇〇〇係長)

令和6年農地適正化あっせん譲受け等候補者、認定農家等の名簿配布、2月現地調査の班体制について

○議長(〇〇〇〇〇会長)

以上で、令和6年第1回曾於市農業委員会総会を閉会いたします。

○事務局(〇〇〇〇〇局長)

ご起立願います。一同礼。ご苦労様でした。

令和 6 年 1 月 22 日（月） 午前10時10分閉会

(議事録署名委員)

会 長

委 員

委 員